

利用者のために

I 2018年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－統計調査員 －調査対象 農林水産省－地方組織－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－地方組織－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－統計調査員 －調査対象

4 調査の対象

(1) 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場。

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力 (7.5kW) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

5 調査事項

- (1) 魚市場調査
魚市場の施設及び取扱高等
- (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
事業内容、従業者数等

6 調査期日

平成 31 年 1 月 1 日現在で実施した。

7 調査方法

- (1) 魚市場調査
農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。
- (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。
なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

8 集計方法

- (1) 集計の実施系統
本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。
- (2) 集計方法
本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。
なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、
 - ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
 - ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

区 分	調査票配布数		有効回答数
流通加工調査			
魚市場調査 (1)	809		803
冷凍・冷蔵、水産加工場調査 (2)	9,039		8,753

注:1 「調査票配布数」とは、2013年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、統計調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

9 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

II 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2018年漁業センサスのうち、流通加工業に関する統計を全国、大海区、都道府県及び市区町村に区分して取りまとめたものである。

なお、大海区の配列順序は、北海道太平洋北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、北海道日本海北区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の順とした。

2 用語等の解説

(1) 魚市場調査

過去1年間	平成30年1月1日～平成30年12月31日の期間。
魚市場	過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
売場面積	水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物卸売業者	水産物を出荷者から販売委託又は買い受けて卸売りする業務を行った業者をいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
産地出荷業者	水産物卸売業者から水産物を買って、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。

加工業者	水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。
その他	上記以外の水産物買受人をいう。
水産物の品質・衛生管理機器 海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

過去1年間	魚市場調査の「過去1年間」に同じ。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態 個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	会社法第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁協、漁連、 生産組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。））、漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合 、加工連	水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」又は「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
そ の 他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
常 時 従 業 者	以下の①～④のいずれかに該当する者をいう。 ① 個人事業主及び無給の家族従業者 ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者） ③ 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者） ④ 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
うち、雇用者	常時従業者のうち雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている者）に該当する者をいう。
そ の 他	常時従業者以外の従業者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者等をいう。
外 国 人	国籍が日本以外の人で、事業者と雇用契約を結んで、業務に従事している外国人とする。 なお、技能実習の外国人は含むが、研修生は含まない。
冷 蔵 能 力	常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。収容能力とは「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積」（倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日国総貸施第25号）をいう。
凍 結 能 力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
水 産 加 工 品	水産動植物を主原料（原料割合50%）として製造された食用加工

年間製品販売
金額

品、油脂、飼料、肥料をはじめ、生鮮水産物や食用加工品を凍結した冷凍水産物のことをいう。

冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含む。

また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等、ゆでたまま販売するものは含まない。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、冷凍水産物として水産加工品に含める。

過去1年間に販売した製品の販売金額（消費税を含む。）

なお、平均販売金額は、各販売金額階層の中位数に、それぞれの水産加工場数を乗じ（10億円以上の階層は当該階層の水産加工場の実額を積み上げ）、全階層の合計を水産加工場数で除して算出したものである。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人のその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

5 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/> 】

6 大海区区分図



Ⅲ 2018年漁業センサス（流通加工調査）の主な改正点

1 魚市場調査

- (1) 水産物買受人の業者数について、業態区分別の把握に変更した。
- (2) 魚市場における年間取扱金額について、年間取扱数量と同じく総数のうち数である水揚と搬入の金額を新たに把握した。

2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (1) 水産加工品の生産量の品目について、68品目から66品目に変更した。
- (2) 水産加工場における水産加工品の販売金額について、階層選択の項目を維持するが、最上位階層（10億円以上）に該当する場合に限り新たに実額を把握した。
- (3) 2008年漁業センサスから休止していた水産加工場における水産加工品の出荷先の把握について、輸出を追加し把握した。
- (4) 水産加工場におけるHACCPの導入状況についての調査項目は削除した。

Ⅳ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

2018年漁業センサス総括編

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計（全国、都道府県、市区町村編）

第9巻 流通加工業に関する統計（漁業地区編）

THE 2018 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

Ⅴ お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

FAX：03-5511-7282

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】